

内部統制基本方針

当組合は、次の通り、当組合の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備し、その実効性の確保に努めるものとする。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、理事長があらゆる機会を捉えて法令等遵守の重要性について全役職員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果たすことをその事業活動の前提とすることを確認する。

(2) 役職員による法令等遵守を確実に実現するため、理事会において、当組合の理念、役職員の行動指針及び組織体制を「法令等遵守基本方針」、「行動綱領」及び「法令等遵守規程」として定め、これに則った業務運営を実践するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、これらを全役職員に周知徹底する。

(3) 法令等遵守を確保する組織体制としては、法令等遵守に関する基本的事項は理事会で決定し、法令等遵守に関する具体的な諸問題への対応はコンプライアンス統括部門である総合企画部で一元的に管理するとともに、各部署にコンプライアンス責任者を配置して法令等遵守の実施状況を管理監督させる。

(4) 職員が法令等遵守の観点から疑義のある行為を知った場合であって、所属部署の上司又はコンプライアンス責任者を介さず、直接コンプライアンス専任者に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。

(5) 内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(1) 「理事会規程」、「処務運営規程」に従い、理事の職務の執行に係る適正な保存及び管理を行う。

(2) 理事及び監事は、前項に基づき保存及び管理している文書及び電磁的記録を常時閲覧ができる。

3. 損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

(1) 適正なリスク管理を実現するため、理事会において、リスク管理の基本方針及び統合的なリスク管理態勢等を定めた「統合的なリスク管理規程」を制定するとともに、リスクの性質毎にそのリスクの特性に応じた管理規程等を制定する。

(2) リスク管理の組織体制としては、リスク管理に関する基本的事項は理事会で決定し、当組合全体の統合的なリスク管理は統合リスク管理部門である総務部で一元的に所管するとともに、リスクの性質毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。

(3) 内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

4. 職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 職務執行が効率的に行われることを確保するために、定期的又は必要に応じて臨時的に理事会を開催し、そこで事業方針・事業戦略及び組織に関する重要事項について審議し又は報告を受けるとともに、「職務権限規程」を制定する。

(2) 理事会において、中期事業計画及び各年度の事業計画を策定し、その実施状況のモニタリング結果に係る報告を受ける。

5. 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監事が必要に応じて当組合の顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人等と連携を図り、また、必要に応じて専門の弁護士、会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

(2) 総合企画部は法令等の遵守状況について、監査部は監査計画及び監査結果について、監事に定期的に報告し、意見交換を行う。

(3) 監事が職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができるものとする。その場合における当該使用人等に関しては以下の各項の定めによる。

① 監事の監査の実効性確保のため、監事が監査部長に監査業務に必要な事項を命じ、監査部長は所属の部員を指名し監事の監査業務を補助させる。

② 監事の監査業務を補助する部員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、各部の担当理事、担当部長等の指揮命令を受けない。

③ 監査部は監事との協議により、監事の要請した事項の監査を実施し、その結果を監事に報告する。

(4) 監事への報告に関する体制は、以下の各項のとおりとする。

① 理事は次に定める事項を認識した場合は、直ちに監事に報告する。ただし、監事が出席した理事会等の会議で報告・決議された事項は、この限りではない。

A. 理事会等で決議された事項

B. 組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

C. リスク管理及び内部監査に関する重要な事項

D. 重大な法令・定款・内部規程に違反する事項

E. コンプライアンス相談窓口の体制上の不備に関する事項

F. その他当組合の経営状況について重要な事項

② 職員は前項BからFに関する事項を発見した場合は監事に直接報告できる。

(5) 監事は常に理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる。

法令等遵守基本方針

1. 当組合のコンプライアンスの基本方針

(1) 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、常に健全経営に徹することにより、地域の中小零細企業者及び勤労者並びに組合員の方々からの信頼・信用を確保する。

(2) 当組合は、法令、諸規則、諸規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。

(3) 当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。

(4) 当組合は、職員の人格、個性を尊重するとともに、安全且つ快適な環境を確保する。

(5) 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。

(6) 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

2. 当組合のコンプライアンス態勢

(1) 理事、理事会、監事

① 理事長は、あらゆる機会を捉えてコンプライアンスの重要性について全役職員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果たすことをその事業活動の前提とすることを確認する。

② 理事会は、コンプライアンス態勢の構築・整備のための基本的事項を定めた法令等遵守規程を策定するとともに、コンプライアンスに関する重要事項を審議して、コンプライアンス態勢を構築・整備する。

③ 常勤役員会は、執行機関として実効性あるコンプライアンス態勢の環境整備と充実・強化に努める。

④ コンプライアンス担当理事は、理事会及び常勤役員会(以下「理事会等」という。)の決議に基づき、コンプライアンス統括部署である総合企画部に対する指揮・命令を通じて、当組合のコンプライアンス態勢を整備及び充実・強化にあたる。

⑤ 監事は、理事会等に付議されたコンプライアンスに関する議決事項・報告事項について必要に応じて意見を述べ、また、コンプライアンス統括部署としての総合企画部、内部監査部門等からの報告を受け、当組合のコンプライアンス態勢を監視する。

(2) コンプライアンス統括部署としての総合企画部

① 総合企画部を当組合におけるコンプライアンス推進の統括部署とする。

② コンプライアンス統括部としての総合企画部は、各部署と連携しつつ、当組合全体のコンプライアンスに関する事項を一元的に管理・統括して、コンプライアンス態勢の充実・強化にあたる。

③コンプライアンス統括部としての総合企画部は、事業年度ごとのコンプライアンスの実践計画を定める「コンプライアンス・プログラム」を策定して、理事会の議決を経た上で、これを実施する。

④コンプライアンス統括部としての総合企画部は、コンプライアンスに係る具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を策定して、理事会の承認を経た上で、コンプライアンス研修等を通じて、これを全役員に周知させる。

(3)コンプライアンス責任者

①当組合は、部店ごとにコンプライアンス責任者を配置する。

②コンプライアンス責任者は、所属部店におけるコンプライアンス態勢の推進、コンプライアンス違反の掌握等について責任を有する。

③コンプライアンス責任者は、研修や勉強会等によりコンプライアンス・マニュアル等の内容を所属部店の職員に周知させる。

④コンプライアンス責任者は、所属部店におけるコンプライアンス違反又はそのおそれのある事実について、コンプライアンス統括部である総合企画部に報告するものとする。

⑤コンプライアンス責任者は、適宜コンプライアンス担当者を配置することにより、部店のコンプライアンス風土の醸成や実効性の確保に努める。

(4)コンプライアンス相談窓口

①本組合は、コンプライアンス統括部署である総合企画部内に、コンプライアンス相談窓口を設置する。

②職員が、コンプライアンス違反又はそのおそれのある事実をコンプライアンス責任者に報告することが困難な事情がある場合、コンプライアンス相談窓口にてこれを申告することができる。

顧客保護等管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下「お客様」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様への説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3. お客様からのご相談・要望・苦情等の対処について

当組合は、お客様からのご相談、要望、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。

4. お客様の情報管理について

(1)当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。

(2)当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱いやお客様への対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

なお、お客様からのご相談・要望・苦情等については、当組合の各営業店のほか、次のお問合せ窓口までお申し出下さい。

◆お問い合わせ窓口◆

熊谷商工信用組合 総合企画部
電話番号048-522-0811

(受付時間 9:00~17:00 ただし、当組合の休業日を除く)

プライバシーポリシー(個人情報保護方針)

当組合は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

(1) 個人情報の取得

・当組合は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。

また、組合業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所、氏名、電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資の申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、家族情報、金融機関での借入れ状況など、金融商品を勧めする際には、投資に関する知識、経験、資産状況、年収などを確認することがあります。

・お客様の個人情報は

- ①お客様が取引に際して各種申込書や契約書等に記入した事項
 - ②営業店窓口係や得意先係等が店頭でお客様から取得した事項
 - ③当組合ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④その他一般に公開されている情報
- 等から取得しています。

(2) 個人情報の利用目的

・当組合は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはしません。

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等や金融商品やサービスを利用する場合の資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- ④融資の申込や継続的な利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当組合が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種提案のため
- ⑫各種取引の解約や取引解約後の事後管理のため
- ⑬組合員資格の確認および管理のため
- ⑭電子記録債権の円滑な流通の確保のため
- ⑮その他、お客様との取引を適切かつ円滑に履行するため
- ⑯お客様の安全および財産を守るため、または防犯上の理由から、防犯カメラの映像を利用すること

上記の利用目的については、当組合のホームページの他、ポスター等にも掲載します。

3. 個人情報の正確性の確保について

基本方針

当組合は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4.個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当組合が保有している情報について開示等の請求があった場合には、請求者が本人であること等を確認して遅滞なく答えます。
- ・お客様本人から、当組合が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去の要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠を説明します。
- ・お客様からの個人情報の開示等の請求については、所定の手数料を徴収します。

5.個人情報の安全管理について

- ・当組合は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

6.個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当組合は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。
なお、当組合の個人情報の取扱いに関する質問・苦情の窓口は次によります。

◆個人情報に関する相談窓口◆

熊谷商工信用組合 総合企画部
電話番号048-522-0811

(受付時間 9:00~17:00 ただし、当組合の休業日を除く)

特定個人情報基本方針

当組合は、その業務を行うにあたり、下記の方針にしたがって個人番号及び特定個人情報(以下併せて「特定個人情報等」といいます。)の適切な保護・利用に万全を尽くします。

1.取得・利用・提供について

- (1) 特定個人情報の取得は、業務上必要な範囲内で、適性かつ適法な手段により行います。
- (2) 特定個人情報等を取扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定します。
- (3) 特定された利用目的に必要な範囲を超えて、特定個人情報等を取扱いません。
- (4) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

2.利用目的の公表について

特定個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、適切な方法により通知し、または公表します。

※個人番号の利用目的については別紙をご参照ください。

3.開示等の請求について

- (1) ご自身に係る保有個人データ(特定個人情報に係るものに限ります。以下同じとします。)について開示のご請求があった場合には、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、ご本人に対して開示します。
- (2) ご自身に係る保有個人データについて内容の訂正、追加または削除のご請求があった場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、必要な調査を行い、訂正等する場合には当該調査結果に基づき行います。
- (3) ご自身に係る保有個人データについて利用の停止または消去あるいは第三者への提供の停止の請求があった場合において、その求めに正当な理由があることが判明したときは、当該保有個人データの利用停止等を行います。

*開示請求等の手続については下記の「お問い合わせ先」にご照会ください。

4.安全管理措置について

特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等」についての実務指針、特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」等の国が定める指針に基づき、必要かつ適切な措置を講じます。

5.関係法令等の遵守について

特定個人情報等の取扱い(安全管理措置を含む)にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等関係法令、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」等の国が定める指針を遵守します。

6.教育・研修の実施について

特定個人情報等の安全管理の徹底を図るため、役職員等に対して適切な教育・研修を定期的に行います。

7.点検・監査の実施について

特定個人情報等の取扱状況等について、定期的および随時の点検・監査を実施します。

8.漏えい事案等への対応について

万一、特定個人情報等の漏えい等があった場合には、監督当局への報告、漏えい等の事実関係および再発防止策の公表、漏えい等の対象となったご本人への事実関係の通知等の措置を講じます。

9.継続的改善への取組みについて

特定個人情報等の取扱い(安全管理措置を含む)については、必要に応じて見直しを行う等、継続的な改善に努めます。

(別紙)

熊谷商工信用組合が業務上保有する個人番号の利用目的

1.当組合が個人番号を取り扱う事務の範囲は、以下のとおりとします。

(1) 役職員等に係る事務

- ① 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ② 健康保険・厚生年金保険届出事務
- ③ 雇用保険届出事務
- ④ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ⑤ 国民年金の第3号被保険者の届出事務

(2) 顧客等に係る事務

- ① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
- ④ 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務

(3) 役員等及び顧客等以外の個人に係る事務

- ① 報酬・料金等の支払調書作成事務
- ② 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ③ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

◆お問い合わせ先◆

特定個人情報等に関する問い合わせ(苦情を含む)について

熊谷商工信用組合 総合企画部
電話番号048-522-0811

(受付時間 9:00~17:00 ただし、当組合の休業日を除く)

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命に鑑み、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固たる態度で対応し関係を遮断するため、以下の事項を定めこれを遵守します。

1.組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、理事長以

下組織全体で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。

2.取引を含めた一切の関係の遮断

当組合は公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断します。

3.有事における民事と刑事の法的対応

当組合は反社会的勢力による不当要求に対しては、民事上、刑事上のあらゆる法的対抗手段を講じる等、断固として拒絶します。

4.資金提供、不適切、異例な取引および便宜供与の禁止

当組合は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切、異例な取引および便宜供与等は絶対に行いません。

5.警察等の外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築します。

統合的リスク管理方針

1.統合的リスク管理の目的

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的とする。

2.理事及び理事会

(1) 理事長は、当組合の統合的リスク管理を統括して統合的リスク管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知する。

(2) 理事会は、統合的リスク管理態勢の構築及び推進のための基本的事項を定める統合的リスク管理規程を策定するとともに、統合的リスク管理に関する重要事項を審議して、統合的リスク管理態勢を構築・推進する。

(3) 統合的リスク管理担当理事は、理事会の議決に基づき統合的リスク管理統括部署に対する指揮・命令を通じて、当組合の統合的リスク管理態勢を整備及び充実・強化にあたる。

3.リスク管理委員会

(1) 当組合における統合的リスク管理の統括部署として、リスク管理委員会を設置する。

(2) リスク管理委員会は、各リスクの管理所管部署と連携して当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して、統合的リスク管理態勢の充実・強化にあたる。

(3) リスク管理委員会は、統合的リスク管理のため、関係各部署に対して必要な情報収集をするとともに、各リスクの管理所管部署に対して必要な指示をする。

4.管理対象リスク及び各リスク管理所管部署

(1) 当組合は、当組合の業務全般に内在する各種リスクを管理対象とし、その各種リスクについては次の区分に従い、それぞれ管理規程の策定等を通じて管理されるものとする。

- ①信用リスク
- ②市場リスク
- ③流動性リスク
- ④オペレーショナルリスク(事務リスク、システムリスク)
- ⑤法務リスク
- ⑥レピュテーションリスク(風評リスク)

(2) 上記のリスク区分に応じて次のように各リスクの管理所管部署を定める。

- ①信用リスク 融資部
- ②市場リスク 総務部
- ③流動性リスク 総務部
- ④オペレーショナルリスク 総合企画部
- ⑤法務リスク 総合企画部
- ⑥レピュテーションリスク(風評リスク) 営業推進部

5.リスク管理委員会小委員会

当組合は、その資産・負債を総合管理し、各業務部門を牽制することにより、運営戦略等の策定・実行の適切性を確保するこ

とを目的として、リスク管理委員会内に小委員会を設置する。小委員会の構成員は、専務理事、常務理事、統合的リスク管理担当理事、総務部長とし、総務部長が事務局となる。

6.リスク限度枠の設定

当組合は、当組合の各種リスクが顕在化した場合における損失額、資産・負債の額、収益計画等を踏まえて、経営の健全性確保、経営資源の効率的配分等の見地から、リスク限度枠を設定する。

7.統合的なリスクの評価、削減等

(1) 各種リスクのモニタリングは、各リスクの管轄所管部署が日常業務として行い、定期的に又は必要に応じて随時、リスク管理委員会に報告する。

(2) リスク管理委員会は、各リスクの管理所管部署より報告を受けたリスクのみならず、各種リスク区分において確立された管理手法により定常的な管理が行われていないリスク、各種リスク区分における管理手法自体の不十分さに起因するリスクを横断的・継続的に把握・評価するものとする。

(3) リスク管理委員会は、上記のリスク評価に基づき、定期的にリスク削減計画を策定して、理事会の承認を得て、これを実行する。

(4) リスク管理委員会は、上記のリスク削減計画の実施状況をモニタリングして統合的リスク管理担当理事に報告する。

(5) リスク管理委員会は、リスク管理態勢上の問題点については適時・適切に統合的リスク管理担当理事に報告し、統合的リスク管理担当理事は、これを理事会に報告する。

8.監査

統合的リスク管理態勢については、定期的に又は必要に応じて随時、内部監査を実施する。

9.新規商品等

(1) 当組合が新規商品・新規業務を取り扱おうとする場合は、事前にリスク管理委員会が各リスクの管理担当部署から意見を聴取して、既往商品、既往業務に適用されるリスク管理が適用可能か否かを十分検討して、必要に応じてリスク管理態勢の見直しを行い、その検討・見直し結果について統合的リスク管理担当理事に承認を得るものとする。

(2) 統合的リスク管理担当理事は、新規商品・新規業務の導入に係るリスクが当組合の経営上重大な影響を与える場合は、上記の検討・見直し結果について、理事会の承認を得るものとする。

利益相反管理方針

1.お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下、「法令等」といいます。)を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下、「お客様」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2.お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3.利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

①お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること

②①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者(総合企画部)により、適切な特定を行います。

4.利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するかどうかが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

5.利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署(総合企画部)を設置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせることで、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6.利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。

貸付条件の変更等の申し込みに対する方針

1.中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申し込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付に係る債務を有する中小企業者のお客様が、お取引先等の業績不振による倒産・廃業や受注減少、売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響(状況)等により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等の申し込み・ご相談に応じます。

2.既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申し込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付に係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職、出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等の申し込み・ご相談に応じます。

3.貸付条件の変更等の申し込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

(1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関する申し込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存いたします。

(2) 融資部において、お客様からの貸付条件の変更等の申し込み・ご相談に対する対応状況を把握等します。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申し込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。

(3) 貸付条件の変更等をしたお客様の進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。

(4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

4.他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等についてお申し込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で、守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

5.お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申し込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際してはお客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

- 1.当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2.金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
- 3.当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
- 4.当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5.当組合は、役職員に対する社内研修を実施し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
- 6.金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

経営者保証に関するガイドライン

当組合は「経営者保証に関するガイドライン」を自発的に尊重し、遵守してまいります。

当組合は、従前よりご融資の際にご提供をいただく個人保証については、ご契約時に保証に関するご意志を慎重に確認させて頂く対応に努めてまいりました。

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当組合は、今後お客様と保証契約を締結する場合、また保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

当組合の自己資本の充実の状況等

1.自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様による(普通)出資金にて調達しております。

- ①発行主体：熊谷商工信用組合
- ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,375百万円
- ③配当率：年2.5%

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。以上、一連の信用リスク管理の状況については、常勤役員会の中にある貸出案件審査会やリスク管理委員会と協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤役員会や理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。尚、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。
株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付として認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。

ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める基準書や手続書等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。

この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

尚、パーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当がありません。

6.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

当組合は、証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

7.オペレーショナル・リスクに関する項目

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。リスクの計測に関しましては、当面は、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備してまいります。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による常勤役員会、理事会等に報告する態勢を整備しております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当組合は、基礎的手法を採用しております。

8.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響をさしますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測を行い、リスク管理委員会にて検討協議をするとともに、必要に応じて経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

「ギャップ分析手法」・・・保有する資産・負債の満期を基準にして、満期が同一期間帯において資産・負債の額のギャップ(どちらがどれだけ上回っているか)を把握し、金利改定スケジュールによる金利シナリオを設定して、当期利益の変化を分析して、リスクを把握する手法

・計測対象

「資金運用・調達勘定」のうち金利感応度資産

・コア預金

対象：流動性預金

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

・金利ショック幅

99%タイル又は1%タイル値

・リスク計測の頻度

月次(前月末基準)

健全性への取り組み

自己資本の充実の状況

(1) 自己資本の構成に関する事項

単位：千円

項 目	平成27年度	経過措置による不算入額	平成28年度	経過措置による不算入額
	コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,564,743		3,572,188	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,388,261		1,375,839	
うち、利益剰余金の額	2,211,394		2,230,648	
うち、外部流出予定額(△)	34,911		34,298	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9,157		7,654	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9,157		7,654	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,573,900		3,579,843	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9,870	14,805	15,300	10,200
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,870	14,805	15,300	10,200
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9,870		15,300	
自己資本				
自己資本の額(イ)-(ロ) (ハ)	3,564,030		3,564,542	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	32,623,704		35,951,751	
資産(オン・バランス)項目	32,623,636		35,827,223	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,185,194		△739,799	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	14,805		10,200	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	-		-	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△1,200,000		△750,000	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス取引等項目	68		124,528	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,379,716		2,218,371	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	35,003,420		38,170,122	
自己資本比率				
自己資本比率(ハ)/(ニ)	10.18%		9.33%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

(2)自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	平成27年度		平成28年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	32,623	1,304	35,951	1,438
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	32,623	1,304	35,951	1,438
(i)ソブリン向け	365	14	314	12
(ii)金融機関向け	6,978	279	7,211	288
(iii)法人等向け	7,805	312	9,758	390
(iv)中小企業等・個人向け	9,684	387	11,051	442
(v)抵当権付住宅ローン	1,184	47	1,099	43
(vi)不動産取得等事業向け	75	3	75	3
(vii)三ヶ月以上延滞等	50	2	9	0
(viii)信用保証協会等保証付	745	29	713	28
(ix)出資等	741	29	1,206	48
出資等のエクスポージャー	741	29	1,206	48
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(x)他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,250	90	1,250	50
(xi)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	135	5	135	5
(xii)その他	3,791	151	3,740	149
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	14	0	10	0
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,200	—	△ 750	—
⑤オフ・バランス等取引項目	0	0	124	4
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	2,379	95	2,218	88
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	35,002	1,400	38,169	1,526

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)～(xi)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
 (オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% ÷8%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<業種別及び残存期間別>

単位：百万円

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高				三ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	27年度	28年度	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引	
			27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
製造業	5,860	7,135	3,560	3,738	2,300	3,397	—	—
農業、林業	97	107	97	107	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	5,568	6,129	5,368	5,929	200	200	0	0
電気、ガス、熱供給、水道業	399	399	—	—	399	399	—	—
情報通信業	470	443	71	44	399	399	—	—
運輸業、郵便業	3,247	3,912	1,650	1,818	1,597	2,094	—	—
卸売業、小売業	4,187	4,669	3,587	3,869	600	800	7	0
金融業、保険業	5,929	5,119	186	180	5,743	4,939	—	—
不動産業	1,388	2,181	789	1,186	599	995	—	—
物品賃貸業	7	5	7	5	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	144	140	144	140	—	—	—	—
宿泊業	156	168	156	168	—	—	—	—
飲食業	997	1,013	997	1,013	—	—	6	—
生活関連サービス業、娯楽業	236	200	236	200	—	—	—	—
教育、学習支援業	3	14	3	14	—	—	—	—
医療、福祉	138	253	138	253	—	—	—	—
その他のサービス	1,411	1,566	1,411	1,566	—	—	—	—
その他の産業	3	2	3	2	—	—	5	1
国・地方公共団体等	14,424	7,811	524	466	13,900	7,345	—	—
個人	11,681	11,826	11,681	11,826	—	—	29	16
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	56,358	53,104	30,618	32,531	25,740	20,573	52	20
1年以下	9,034	4,273	2,828	2,972	6,206	1,301	—	—
1年超3年以下	4,671	6,721	2,209	2,661	2,462	4,060	—	—
3年超5年以下	11,653	12,503	3,116	3,575	8,537	8,928	—	—
5年超7年以下	10,888	6,270	4,751	5,269	6,137	1,001	—	—
7年超10年以下	6,448	7,051	5,351	5,756	1,097	1,295	—	—
10年超	12,301	15,108	11,002	11,123	1,299	3,985	—	—
期間の定めのないもの	1,358	1,172	1,358	1,172	—	—	—	—
残存期間別合計	56,358	53,104	30,618	32,531	25,740	20,573		

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。当組合はデリバティブ取引に該当する取引はありません。
 2. 「三ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 ※当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

健全性への取り組み

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単位：百万円

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成27年度	9	0	-	-	9
	平成28年度	9	-	-	1	7
個別貸倒引当金	平成27年度	152	14	9	112	45
	平成28年度	45	16	12	0	49
合計	平成27年度	162	14	9	112	54
	平成28年度	54	16	12	2	57

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

単位：百万円

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度		
製造業	15	13	5	4	-	-	7	0	13	17	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	4	2	0	1	-	-	2	0	2	3	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1	0	0	0	0	-	1	-	0	0	-	-
卸売業・小売業	1	5	4	0	-	4	0	0	5	0	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	63	-	-	-	-	-	63	-	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	29	6	-	-	-	6	23	0	6	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他サービス	11	1	1	-	9	1	1	0	1	0	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	26	16	1	11	-	-	11	-	16	27	-	-
合計	152	45	14	16	9	12	112	0	45	49	-	-

(注) 1. 当組合では、国内の限定したエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円

告示で定めるリスク・ウエイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成27年度		平成28年度	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	8,641	1,644	3,195	1,312
10%	5,259	7,483	4,447	7,159
20%	4,543	32,094	4,337	33,553
35%	-	3,646	-	3,370
50%	4,597	0	6,791	4
75%	-	13,456	-	15,277
100%	3,288	4,420	2,951	5,933
150%	-	38	-	4
250%	-	83	-	85
1,250%	-	-	-	-
合計	26,330	62,867	21,723	66,702

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法後のリスク・ウエイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算期間関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		533	565				
①ソブリン向け		-	-				
②金融機関向け		-	-				
③法人等向け		5	50				
④中小企業等・個人向け		476	483				
⑤抵当権付住宅ローン		7	0				
⑥不動産取得等事業向け		-	-				
⑦三ヶ月以上延滞等		4	-				
⑧出資等		-	-				
出資等のエクスポージャー		-	-				
重要な出資のエクスポージャー		-	-				
⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		-	-				
⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		-	-				
⑪その他		40	30				

(注) 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

(7)出資等エクスポージャーに関する事項

イ.出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

単位：百万円

区分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		
						うち益	うち損	
上場株式	平成27年度	-	-	526	463	△62	18	81
	平成28年度	-	-	1,000	979	△21	7	28
非上場株式	平成27年度	-	-	-	-	-	-	-
	平成28年度	-	-	-	-	-	-	-
合計	平成27年度	-	-	526	463	△62	18	81
	平成28年度	-	-	1,000	979	△21	7	28

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の他、時価のない株式として213百万円、時価のない出資として全国信用協同組合連合会135百万円、彩の国中小企業再生ファンド0百万円があります。

ロ.子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

単位：百万円

		貸借対照表計上額	時価	差額	
				うち益	うち損
子会社・子法人等株式	平成27年度	-	-	-	-
	平成28年度	-	-	-	-
関連法人等株式	平成27年度	-	-	-	-
	平成28年度	-	-	-	-
合計	平成27年度	-	-	-	-
	平成28年度	-	-	-	-

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の他、時価のない株式として信組情報サービス(株)0百万円、しんくみ総合サービス(株)0百万円及び(株)商工組合中央金庫7百万円があります。

ハ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位：百万円

		売却額	売却損		株式等償却
			売却益	売却損	
出資等エクスポージャー	平成27年度	256	20	-	-
	平成28年度	327	30	-	-

(8)金利リスクに関する事項

【銀行勘定における金利リスクに関する事項】

単位：百万円

	平成27年度	平成28年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	212	442

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の促進に取り組んでおります。

平成28年度実績	件数
①新規に無保証で融資した件数	134
②保証契約を変更した件数	0
③保証契約を解除した件数	0
④ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0

中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取り組み

経営支援サービス

当組合では、販路拡大、業務改善、事業承継、経営改善など、中小企業・個人事業主のお客様の経営に関する様々なお悩みの解決のお手伝いや、経営に関する有益な情報の提供に、本部と各営業店が一体となって取り組んでまいります。

〈当組合の経営支援体制〉

- *平成25年2月に「経営革新等支援機関」の認定を受け、同年6月に中小企業診断士1名を経営支援専任担当職員として配置。本部と各営業店が一体となりお客様の経営支援に取り組んでおります。
- *平成28年4月より、地域プラットフォーム「彩の国中小企業応援ネットワーク会議」に加入しております。

経営改善支援等の取り組み実績

(平成28年4月～29年3月)

期初債務者数	うち経営改善支援取組先数	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数	αのうち再生計画を策定した先数	経営改善取組比率	ランクアップ率	再生計画策定率
A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
521	29	2	27	25	5.6%	6.9%	86.2%

注)・期初債務者数…平成28年4月1日時点の債務者数(正常先を除く)
・期初債務者数、経営改善支援取組先数…取引先企業(個人事業主を含む)の先数

〈経営に有益な情報提供〉

- *平成28年5月より、公的支援施策やその他経営に有益な情報のご提供を目的とし、「くましん経営支援ニュースレター」を発刊。中小企業・個人事業主のお客様に配布しております。

〈外部機関との業務提携〉

- *平成29年4月現在、以下の外部機関と業務提携を締結し、連携してお客様の支援に取り組んでおります。
 - ・日本政策金融公庫熊谷支店
 - ・埼玉県信用保証協会(創業支援部)
 - ・(一社)埼玉県中小企業診断協会
 - ・埼玉県事業引継ぎ支援センター
 - ・(公財)埼玉県産業振興公社(埼玉県よろず支援拠点)

〈地域密着型金融の取り組み状況〉

	平成28年度 実績
創業・新事業展開に関する支援(創業期の事業者への融資実績)	15先 (実行総額129.4百万円)
ビジネスマッチング成約件数	8件 (販売先紹介、工場移転用地取得に際する不動産業者紹介など)
地域経済への貢献	「事業承継の準備と心構え」セミナー 開催(平成29年1月 行田市、行田商工会議所、南河原商工会と共催)

▶ 経営支援等に関するご相談受付窓口

お問い合わせ場所	熊谷商工信用組合 本店及び各支店窓口	本件に関するお問い合わせ先	熊谷商工信用組合 本部(経営支援サービス) 電話番号:フリーダイヤル 0120-583-151 受付日時:当組合営業日 午前9時から午後5時
受付日	当組合の営業日		
受付日時	午前9時～午後4時(電話は午後5時まで)		

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お取引のある店舗または下記の窓口にお気軽にお申し出ください。

*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先	「お取引先店舗」又は「本部 総合企画部」へ 本 部：総合企画部 住 所：〒360-0042 熊谷市本町二丁目57 電話番号：048-522-0811 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日・祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時
------------	---

なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますので、お申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.kumashin.co.jp/>

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合総合企画部へご相談ください）。

保険業務に関する苦情は、一般社団法人日本損害保険協会 そんぼADRセンター（電話：0570-022808）でも受け付けております。

苦情等のお申し出先	一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内） 電話番号：03-3567-2456 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日・祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時
-----------	---

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総合企画部またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 電話番号：03-3581-0031 受 付 日：月曜日～金曜日 （祝日および年末年始は除く） 受付時間：午前9時30分～午前12時、 午後1時～午後3時	住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 電話番号：03-3595-8588 受 付 日：月曜日～金曜日 （祝日および年末年始は除く） 受付時間：午前10時～午前12時、 午後1時～午後4時	住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 電話番号：03-3581-2249 受 付 日：月曜日～金曜日 （祝日および年末年始は除く） 受付時間：午前9時30分～午前12時、 午後1時～午後5時

リスク管理

リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化等の進展により、金融業務はますます多様化し、複雑化しており、金融機関経営の抱えるさまざまなリスクも増大し、経営に多大な影響を与えています。そのため、各種リスクを従来以上に的確に把握・分析し管理していく必要性が高まっています。このため、当組合はリスク管理強化を経営の重要課題のひとつとして位置付け、多岐にわたるリスクを総合的に管理するため、リスク管理委員会を設置して、経営全般にわたる諸リスクを把握し、適切なリスク管理を行い、経営の健全性と安定した収益の確保に努めています。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が被るリスクです。

当組合は融資時の審査において融資先の経営状態を把握し、返済財源の確保ならびに資金使途の確認などを確実に行うとともに、特定業種に偏ることなく小口融資を徹底し、積極的に優良保証を活用し、債権保全により、信用リスクの回避に努めることとし、融資実行後においても融資先の定期的なフォローアップを実施しています。

また、組織的には独立性のある審査体制を敷くとともに、各種研修の積極的な受講や職場内外の教育を通じて融資の基本原則を徹底させ、実践的な与信管理についての指導を行うことなどにより、職員一人ひとりにおける審査・管理能力の向上を図り、当組合全体の信用リスク管理におけるレベルアップに努めています。

なお、個別案件ごとの審査とは別に自己責任原則のもと適正な資産の自己査定を実施するとともに、査定内容について厳正なチェックを行った上で査定結果に基づく適正な償却・引当を行い、資産の健全性の確保に努めています。

市場関連リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替など、さまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価格が変動し損失を被るリスクのことです。さらに、それに付随する信用リスク等の関連リスクを加えたのが「市場関連リスク」であり、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクからなります。

流動性リスク管理

流動性リスクは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）からなります。

ALMシステムの導入

当組合は、将来にわたる安定した収益確保のためALMシステム（資産・負債の総合管理）を導入し、リスク管理委員会を随時開催し、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスクの管理、予算と実績の対比、現状分析と収益の見通しを中心に資産・負債・収益の総合管理を行うよう努めています。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、正確かつ効率的な事務処理が信用の原点であると認識し、役職員の事務リスクに対する考え方・意識を高め、正確性の確保に努めています。

具体的には、次の事項を実施しています。

- ①事務処理の基本である規程・要領等の整備を随時行っています。
- ②監査部による実地検査、各営業店における内部検査、総合企画部による事務指導を通じて不正過誤防止を図り、当組合の社会的地位および信用の向上ならびに事務処理体制の強化に努めています。
- ③徹底したシステム化により、手作業事務を縮減し、事務リスクの軽減を図っています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにはコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

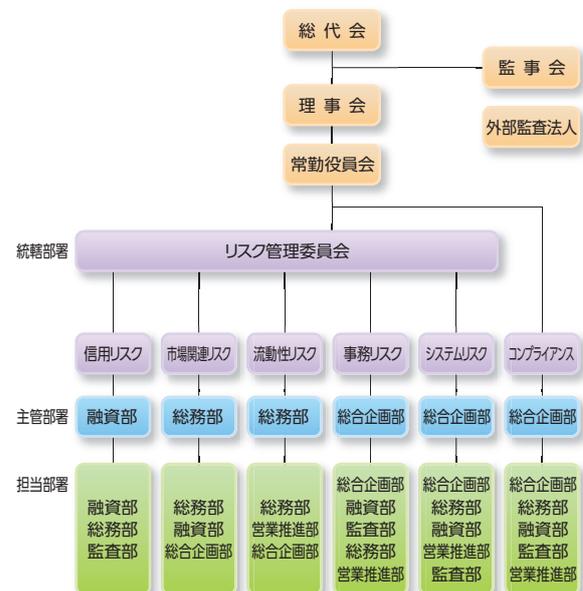
当組合では、信組情報サービス株式会社（SKC）に加盟する共同センター方式を採用しており、SKCとの連絡・協力体制の構築に努め、システムリスク管理の認識の共有化に努めるとともに、システムリスク管理体制を整備して顧客情報等の適切な管理を行っています。

コンプライアンス態勢の確立

以上のほか、当組合の経営・取引等に係る法令、組合内規程等に違反する行為、ならびにその恐れのある行為が発生することで、当組合の信用失墜を招き、当組合が損失を被るリスクがあります。

当組合では、係る事態が発生しないよう、コンプライアンス統括部署としての総合企画部で、リスクを適切に把握・管理し、コンプライアンス態勢の確立に努めています。

リスク管理体制図



コンプライアンス

コンプライアンス (法令等遵守)

昨今、大手金融機関への業務改善命令や一部業務の停止命令などの行政処分が相次いでいます。多くは、優越的地位を利用した金融商品の販売や、個人情報の漏洩、不祥事件の隠蔽等に関わるものですが、いずれも金融機関経営者のコンプライアンスに対する意識が希薄であったと言わざるをえません。

当組合では、経営者が先頭に立ち、法令遵守、相互牽制、個人情報保護等の適切な対応を推進して参ります。

コンプライアンスへの取り組みの必要性

コンプライアンスとは、企業倫理を確立し、法令やルール(内部規程等)を厳正に遵守するとともに、社会規範を全うすることをいいます。

不祥事を起こすと、企業は法令違反に対する直接の制裁を刑事罰、行政罰、民事罰などとして受けるだけでなく、社会やお客様からの信頼を失い、大きなダメージを被ります。したがって、社会からの信頼の確保と確立のため、コンプライアンスに対する取り組みが重視されるのです。

コンプライアンス管理の基本方針

当組合は、地域における協同組織金融機関として、中小零細企業者および勤労者の資金の円滑化、ならびに組合員の方々の経済的地位の向上に貢献することを目的とし、ひいては地域社会の発展のために尽力する使命を負っています。当組合としても、コンプライアンスを組織全体に浸透させ、不祥事の防止を図るとともに、反社会的勢力の排除に向けての取り組みをより強化する必要があります。

当組合のコンプライアンスへの取り組みの基本方針は、次の通りです。

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

- (1)当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小零細企業者および勤労者の金融の円滑化に努めます。
- (2)当組合は、常にお客様と組合員の方々へのサービスの向上に努めることにより、地域の中小零細企業者および勤労者の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。

2. 信頼の確保

- (1)当組合は、常に各種法令・規則を遵守し、その精神を尊重します。
- (2)当組合は、誠実・公正な行動により、社会・顧客からの信頼の確保に努めます。

3. 経営の透明性の確保

当組合は、常に組合員のみならず、地域社会、ならびに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。

4. 反社会的勢力との対決

当組合は、反社会的勢力の介入に対して、断固として立ち向かい、これを排除します。

取引時確認(本人確認)等

平成20年3月1日に施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」が改正され、平成25年4月1日から完全施行されました。

この法律の目的は、「犯罪による収益の移転防止を図り、テロに対する資金供与の防止を確保することによって、国民生活の安全と平穩を確保し、経済活動の健全な発展に寄与すること」とされ、第4条では特定事業者(金融機関等)は公的証明書により顧客の本人特定事項(顧客が自然人である場合は、当該自然人の氏名、住居及び生年月日、顧客が法人である場合は、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地)を確認することに加え、取引を行う目的、当該顧客が自然人である場合にあっては、職業、法人である場合にあっては、事業の内容、及び実質的支配者を確認することが義務付けられました。

さらに、マネー・ロンダリング対策強化のため、平成28年10月1日より、改正犯罪収益移転防止法が施行され、取引時の確認方法が強化されました。具体的には、①顔写真の無い本人確認書類の場合には、別の本人確認書類の提示や郵送等での確認が必要となり、②法人を代表して取引を行う担当者に対する権限の確認方法として、社員証は使えなくなり、委任状等での確認が必要となりました。また、③法人の実質的支配者に該当する自然人を特定し、その方の本人特定事項の申告をすることが求められ、④外国政府等において重要な公的地位にある方等(外国人PEPs)については、厳格な確認の対象となりました。

加えて、経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準(CRS)」に従って、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。具体的には、平成29年1月1日以後、新たに金融機関等に口座開設等を行う者は、金融機関等へ居住地国名等を記載した届出書の提出が必要となりました。